

## 国際水準GAP実践拡大事業補助金交付要綱

制 定（平成29年5月8日付け29農技第95号農政部長通知）  
一部改正（平成30年4月19日付け30農技第133号農政部長通知）  
一部改正（平成31年4月19日付け31農技第95号農政部長通知）  
一部改正（令和2年4月22日付け2農技第45号農政部長通知）  
一部改正（令和3年4月30日付け3農技第80号農政部長通知）  
一部改正（令和4年5月12日付け4農技第122号農政部長通知）

### （目 的）

第1 この要綱は、国際水準GAPの実施及び認証取得の拡大が加速的に進展するよう、GAP指導體制の構築及びGAP認証の取得拡大の取組を支援することを目的とし、持続的生産強化対策事業実施要領（令和4年4月1日付け3農産第3175号農産局長通知および3畜産第1993号畜産局長通知。以下「実施要領」という。）及び国際水準GAP取組水準向上支援事業補助金事務取扱要領（平成30年4月19日付け30農技第132号農政部長通知。以下「事務取扱要領」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金等を交付することについて、持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3174号農林水産事務次官依命通知）及び補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### （補助対象事業者）

第2 この事業の交付対象とする者（以下「補助対象事業者」という。）は、別表に定めるところによる。

### （経費及び補助率）

第3 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

### （事業実施計画書）

第4 この事業を実施しようとする者は、国際水準GAP実践拡大事業実施計画書（様式第1号。以下「実施計画」という。）を作成し、地域振興局長に提出するものとする。  
2 地域振興局長は、提出された実施計画に基づき、知事と協議のうえ適当と認められる者を補助対象事業者に選定する。ただし、知事が指定する団体についてはこの限りではない。

### （交付申請書等）

第5 補助金の交付を受けようとする者は、国際水準GAP実践拡大事業補助金交付申請書（様式第2号）を提出するものとする。

2 前項に規定する書類の提出期限は、別に定める。

3 事業の実施に係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において事業の実施に係る消費税相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付の条件)

第6 補助事業の内容を変更(第7に規定する軽微な変更除く。)し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき、当該補助事業が予定の期間内に完了しないとき(遂行が困難となった場合を含む)は、国際水準GAP実践拡大事業変更承認申請書(様式第3号)、中止(廃止)承認申請書(様式第4号)又は完了期限延長承認申請書(様式第5号)を速やかに地域振興局長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 地域振興局長は、前項の承認に当たり、あらかじめ知事と協議するものとする。ただし、知事が指定する団体についてはこの限りではない。

また、軽微な変更の場合にあっても、変更事象が発生した段階において、速やかに知事へ報告しなければならない。

3 この事業に係る帳簿及び証拠書類は、この事業終了年度の翌年度から起算して5年間整備保存することとする。

(軽微な変更)

第7 規則第5条第1項第4号に規定する知事等の指示する軽微な変更については、別表の重要な変更欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業の実施期間)

第8 この事業の実施期間は、補助金の交付決定の日から当該年度の3月31日までとする。

(交付決定前着手届)

第9 補助対象事業者が交付決定前に事業に着手する場合は、交付決定前着手届(様式第6号)を知事に提出するものとする。

(報告)

第10 補助対象事業者は、補助事業の交付決定に係る年度の第3・四半期の末日現在において、国際水準GAP実践拡大事業遂行状況報告書(様式第7号)により、当該四半期の最終月の翌月末までに知事に報告するものとする。

(実績報告書)

第11 規則第12条第1項に規定する実績報告は、国際水準GAP実践拡大事業補助金実績報告書(様式第8号)により行うものとする。

2 前項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(消費税)

第12 第5第3項のただし書きにより交付の申請をした補助対象事業者は、第11第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金における仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

2 第5第3項ただし書きにより交付の申請をした補助対象事業者が、第11第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金における仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した各補助対象事業者については、その金額を減じた額を上回る部分の金額)を仕入れに係る消費税相当額報告書(様式

第9号)により速やかに知事に報告しなければならない。

3 前項の場合、既に交付を受けた補助金がある場合には、当該補助金における仕入れに係る消費税に相当する補助金の額を、知事が指定する期日までに返還しなければならない。

(補助金の請求)

第13 補助対象事業者が補助金の支払を受けようとするときは、国際水準GAP実践拡大事業補助金交付請求書(様式第10号)を提出するものとする。

(書類の提出部数及び経由)

第14 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は正副2部とし、所管する地域振興局長を経由するものとする。ただし、知事が指定する団体にあつては、この限りでない。

(その他)

第15 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成29年5月8日から適用する。

この要綱は、平成30年4月19日から適用する。

この要綱は、平成31年4月19日から適用する。

この要綱は、令和2年4月22日から適用する。

この要綱は、令和3年4月30日から適用する。

この要綱は、令和4年5月12日から適用する。

別表

区分	補助対象事業者	経費	補助率	重要な変更
<p>1 国際水準 GAP普及 推進交付金 (国費)</p>	<p>1 新規にGAP認証を取得 又は既存のGAP認証を維持・更新する農業教育機関のうち、次に掲げる機関</p> <p>(1) 現に授業カリキュラムにGAPの実施に関する教育を位置付けている又は位置付けることとしている次のいずれかに該当する機関</p> <p>ア 高等学校 イ 大学その他学校法人 ウ 農業者研修教育施設等</p> <p>2 農業生産における環境負荷低減に資する新たな取組を目標として設定し、農業生産を実施する新規にGAPの団体認証を取得する団体</p>	<p>実施要領に基づいて行う事業に係る次に掲げる経費</p> <p>1 人材育成のための農業教育機関における認証取得等の支援 (1) 認証審査に要する費用</p> <p>2 新規にGAPの団体認証を取得する団体の認証取得の支援 (1) 認証審査に要する費用</p>	<p>定額 ただし、実施要領に別に定める場合にあつては、別に定める額とする。</p>	<p>1 補助金の増 2 補助金の30%を越える減</p>
<p>2 国際水準 GAP取組 水準向上支援事業補助金 (県費)</p>	<p>事務取扱要領別表1のいずれかの認証を新たに取得しようとする者のうち、次のいずれかに該当する者</p> <p>1 農業者 2 農事組合法人 3 農事組合法人以外の農地所有適格法人 4 県域農業団体 5 農業協同組合 6 農業者の組織する団体 (代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのある団体に限る。) 7 事務取扱要領に基づき知事が特に適当と認めた者</p>	<p>事務取扱要領に基づいて行う事業に係る次に掲げる経費</p> <p>1 GAP取組水準向上支援 (1) GAP認証審査に係る経費 (2) GAP認証取得に係るコンサルタントの導入経費 (3) GAP認証取得に係る民間団体等が開催する研修会受講経費 (4) GAP認証取得に係る分析費(残留農薬、水質、土壌等)</p>	<p>定額 ただし、取得しようとする認証1件あたり、個別の場合は30万円、複数の経営体により構成される団体の場合は80万円を限度とする。</p>	

(様式第1号)

国際水準GAP実践拡大事業実施計画書（実績書）

1 事業実施主体名（事業実施地区）

2 事業の目的

3 事業計画（実績）

(1) 取組形態

類型	取組品目	取組団体数	構成経営体数	取組GAP認証
1 1経営体で取組				1 GLOBALG. A. P. 2 ASIAGAP 3 JGAP
2 複数経営体により構成される団体等で取組		団体	経営体	1 GLOBALG. A. P. 2 ASIAGAP 3 JGAP

4 事業内容

区分	対象経費内容	事業費	経費内訳		備考
			補助金	その他	
		円	円	円	
計					

(注) 区分欄には、別表に掲げる区分及び経費ごとに金額を記入すること。

備考欄には、事業実施主体ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

5 収支予算（又は収支精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較		備 考
			増	減	
補 助 金	円	円	円	円	
そ の 他					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

(注) 区分欄には、別表に掲げる経費ごとに金額を記入すること。

6 完了予定年月日（又は事業完了年月日）

【添付資料】

- (1) 事業費等決定根拠の資料等（見積書、理由書等）
- (2) 事業実施主体の規約（農業者（個人）、農協の場合は不要）
- (3) その他必要な事項

(様式第2号)

年度国際水準GAP実践拡大事業補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

長野県知事 様

申請者  
住 所  
氏 名

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、国際水準GAP実践拡大事業補助金交付要綱第5の規定に基づき、補助金 円の交付を申請します。

記

別紙のとおり

(注) 国際水準GAP実践拡大事業補助金実施計画書および国際水準GAP実践拡大事業補助金交付申請に係る確認書を添付すること

(様式第2号別紙)

## 国際水準GAP実践拡大事業補助金交付申請に係る確認書

### (※1 国際水準GAP普及推進事業補助金(国費)における教育機関の申請の場合)

本交付金の申請に際し、国際水準GAP実践拡大事業補助金交付要綱における第2の事業者の要件を満たすこと、また第6の1項および3項の交付の条件について確認しました。

また、実施要領における別紙9 別添5-2の2(4)要件、また(5)留意事項について確認しました。

確認年月日

事業実施主体名

### (※2 国際水準GAP普及推進事業補助金(国費)における団体の申請の場合)

本交付金の申請に際し、国際水準GAP実践拡大事業補助金交付要綱における第2の事業者の要件を満たすこと、また第6の1項および3項の交付の条件について確認しました。

また、実施要領における別紙9 別添5-2の3(5)要件および(6)留意事項について確認しました。

確認年月日

事業実施主体名

### (※3 国際水準GAP取組水準向上支援事業補助金(県費)の場合)

本交付金の申請に際し、国際水準GAP実践拡大事業補助金交付要綱における第2の事業者の要件を満たすこと、また第6の1項および3項の交付の条件について確認しました。

確認年月日

事業実施主体名

(様式第3号)

年度国際水準GAP実践拡大事業変更承認申請書

番 号  
年 月 日

長野県知事 様

申請者  
住 所  
氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定の通知があった事業について、下記のとおり変更したいので、国際水準GAP実践拡大事業補助金交付要綱第6第1項の規定に基づき申請します。

記

別紙のとおり

(注) 1 国際水準GAP実践拡大事業実施計画書を添付すること

この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え報告するものとし、補助金の交付の決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては省略する。

2 添付書類については、交付申請書に添付したものに変更があった場合についてのみ添付すること。

(様式第4号)

年度国際水準GAP実践拡大事業中止（廃止）承認申請書

番 号  
年 月 日

長野県知事 様

申請者  
住 所  
氏 名

年 月 日付け 指令 第 号で交付決定の通知があった事業を中止（廃止）したいので、国際水準GAP実践拡大事業補助金交付要綱第6第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 事業遂行状況

区 分	実 施 計 画		出 来 高		進捗率 (B)/(A)	備 考
	事業費 (A)	交付額	事業費 (B)	交付額		
	円	円	円	円	%	
合 計						

3 事業を中止する期間

4 事業実施の見通し

5 事業の完了予定  
年 月 日

(注) 区分欄には、別表に掲げる区分及び経費ごとに金額を記入すること。

(様式第5号)

年度国際水準GAP実践拡大事業完了期限延長承認申請書

番 号  
年 月 日

長野県知事 様

申請者  
住 所  
氏 名

年 月 日付け 指令 第 号で交付決定の通知があった事業の完了期限を延長したいので、国際水準GAP実践拡大事業補助金交付要綱第6第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 予定の期限内に完了しない理由（事業の遂行が困難になった理由）
- 2 事業遂行状況

区 分	実 施 計 画			〇〇月〇〇日現在の 出来高			延長後 完了 予定 年月日	備考
	事業費	着手 予定 年月日	完了 予定 年月日	着手 年月日	事業費	進捗率		
	円				円	%		

(注) 区分欄には、別表に掲げる区分及び経費ごとに金額を記入すること。

(様式第6号)

年度国際水準GAP実践拡大事業補助金交付決定前着手届

番 号  
年 月 日

長野県知事 様

申請者  
住 所  
氏 名

国際水準GAP実践拡大事業において、補助金の交付の決定前に当該事業に着手したいので、国際水準GAP実践拡大事業補助金交付要綱第9の規定に基づき届出ます。  
なお、下記の事項に従うことを確約します。

記

交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、意義を申し立てません。

(様式第7号)

年度国際水準GAP実践拡大事業遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

長野県知事 様

申請者  
住 所  
氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定の通知があった事業について、国際水準GAP実践拡大事業補助金交付要綱第10の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告します。

記

年 月 日現在

区 分	総 事 業 費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		月 日までに完了した もの		月 日以降に実施す るもの		
		事 業 費	出来高比率	事 業 費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

(注) 区分欄には、別表に掲げる区分及び経費ごとに金額を記入すること。

(様式第8号)

年度国際水準GAP実践拡大事業補助金実績報告書

番 号  
年 月 日

長野県知事 様

申請者  
住 所  
氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定の通知があった事業について、下記のとおり実施したので、国際水準GAP実践拡大事業補助金交付要綱第11の規定に基づき、その実績を報告します。

記

国際水準GAP実践拡大事業補助金 ○○○○○円

- (注) 1 国際水準GAP実践拡大事業補助金実施実績書を添付すること。
- 2 添付書類については、各事業の根拠となる支払経費毎の内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しを添付すること。また、このほか支払経費の確認のために求める場合は、確認のための資料（契約書、請求書、領収書等の写し）を添付すること。
- 3 交付申請書又は変更承認申請書に添付したものに変更があったものについては、必要書類を添付すること。

(様式第9号)

年度国際水準GAP実践拡大事業補助金仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号  
年 月 日

長野県知事 様

申請者  
住 所  
氏 名

年 月 日付け 第 号により交付決定の通知があった国際水準GAP実践拡大事業補助金について、国際水準GAP実践拡大事業補助金交付要綱第12第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1	年 月 日付け 第 号による額の確定通知額	金	円
2	補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4	補助金返還相当額 (3 - 2)	金	円

(注) 参考となる資料を添付すること。

(様式第 10 号)

年度国際水準G A P実践拡大事業補助金交付請求書

番 号  
年 月 日

長野県知事 様

申請者  
住 所  
氏 名

年 月 日付け 達 第 号で確定のあった、 年度国際水準G A P実践拡大事業補助金を下記のとおり交付してください。

記

交付確定額 (円)	今回請求額 (円)	備 考

振込先

金融機関

口座種別・番号・名義 (フリガナ)